

関係各位

ジェネリック医薬品の製造・販売などの事業を営んでいると偽って 社債購入を勧誘する「東洋堂製薬株式会社」に関する注意喚起！

— 消費者庁 —

消費者庁が調査したところ、「東洋堂製薬株式会社」の勧誘において不実のことを告げることを確認したため、消費者安全法に基づき情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

勧誘の手口

東洋堂製薬は、消費者にジェネリック医薬品のパンフレットや社債の申込み用紙等が入った封筒を送付。その後、消費者に、東洋堂製薬の社債の購入希望者から電話があり、「封筒が届いている人しかその社債を購入できない。」と消費者に届いている封筒を購入希望者の元に送るよう依頼。

その依頼を消費者が断っても断らなくても、すぐ購入希望者と称するものから消費者に電話があり、消費者の名前で東洋堂製薬の社債購入の申込手続きができた、「東洋堂製薬から私（購入希望者）との関係を尋ねる電話があった際には、私をあなたの遠い親戚であると答えて」と依頼し直後、消費者に東洋堂製薬から購入希望者との関係を確認する電話が入ります。消費者は、「購入希望者は、私の遠い親戚です。」と答えます。

その後、弁護士から電話があり、「名義を貸して社債を申し込んだことは違反行為だ、逮捕される。銀行口座も差し押さえられるので、すぐに銀行に行き、預けてあるお金を引き出して。」と指示されます。気が動転した消費者が預金を引き出した頃に弁護士から電話があり、「家にお金を置いていても持って行かれて危ないので、宅急便で送って。話がついたらお金を返す。」と消費者に金銭の送付を要求します。

消費者へのアドバイス

- ◆見知らぬ人や事業者から「封筒が届いている人しか社債を購入することができない」、「あなたの名前で社債の申込みができた」、「あなたと私の関係を尋ねる電話があった際は、私をあなたの親戚だと答えて」といった依頼は詐欺の手口です。見知らぬ人や事業者からこのような依頼を受けても決して応じず、すぐに電話を切りましょう。
- ◆このような勧誘電話に関して不審な点があった場合は、名寄市消費生活センター（消費者ホットライン電話番号188）や警察署（電話番号#9110）に相談しましょう。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15～16:00 ◆休日/土・日・祝日